

重要事項説明書

社会福祉法人大照福社会
指定多機能型事業所
児童発達支援 クリオ谷山

重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して下記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明いたします。

1、事業者

名 称	社会福祉法人 大照福祉会
所 在 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町栗生1284番地
電 話 番 号	0997-48-2050
代表者氏名	理事長 田嶋 順子
設立年月日	平成19年3月12日

2、事業所の概要

事業所の種類	指定障害児通所支援事業所 児童発達支援 指定事業所番号(4650101977)
事業所の名称	クリオ谷山
事業所の所在地	〒891-0143 鹿児島県鹿児島市和田1丁目46番30号
連絡先	電話番号 099-801-2143 FAX 099-801-2144 携帯番号 090-3010-1284
管理者	岩元 憲亮
児童発達支援管理責任者	谷吉 千裕
開設年月日	令和5年4月15日
当事業所の目的及び運営方針	利用者が日常生活能力向上における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活及び社会生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うことを目的とする。

3、職員数・勤務状況

当事業所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置します。

なお、職員の配置については、児童福祉法と障害者総合支援法の指定基準を遵守しています。

<職員数>

役 職 名	勤務種類 職員数	内 容
管 理 者	常勤 1名 (兼務)	(保育士兼務) 管理者は、職員の管理、児童発達支援・放課後等デイサービスの申し込みに係る調整、業務の実施の状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童の発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命

		令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤 1名	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援 放課後等デイサービス計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者及び利用者の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
保育士・児童指導員指導員 その他専門職等	常勤 非常勤 2名以上 (兼務)	(運転手、事務職兼務) 個別支援計画書に基づき利用者及び利用者家族に対して適切に指導などを行います。

4, 事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

居室・設備	室数	備 考
訓練指導室	2室	活動(制作活動・集団活動等)を行う。 冷暖房 各種教材 運動器具
多目的室	2室	個別指導・学習指導等を行う。療育相談・保護者との面談等を行う。冷暖房
トイレ	1室	男子用トイレ1室 女子トイレ1室
シャワールーム	1室	シャワー室
給湯室	1室	湯沸かし室

5, 営業時間とサービス提供時間、通常の事業の実施地域

営業日	月曜日～土曜日（日、祝日、12月29日から1月3日を除く）
営業時間	9時～18時まで
サービス提供日	月曜日～土曜日（日、祝日、12月29日から1月3日を除く）
サービス提供時間	①10時～13時(月曜日から土曜日) ②上記以外の延長支援
利用定員	10名(放課後等デイサービスと併せた定員)
実施地域	鹿児島市
主たる対象者	身体障害児、知的障害児、精神障害児、難病等

6, サービス内容

児童発達支援サービス計画書に基づき、自立した日常生活を営むため必要な訓練、制作活動を行います。

(1) 様々な活動

- ・日常生活訓練:日常生活動作、軽スポーツ、音楽活動等
- ・集団生活適応訓練:会話、ゲーム遊び等
- ・機能訓練:言語療法、音楽療法等
- ・創作的活動:絵画、工作、園芸、おやつレク等
- ・社会的生活上の便宜の供与;レクリエーション行事等

(2) 生活支援

- ・排泄支援(トイレの誘導・介助等)
- ・食事支援(食事介助等)

(3) 送迎サービス

(4) 相談支援

7、利用料金及び支払方法

(1)障害児通所給付費サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、事業者が放課後等デイサービス給付費等の給付を市から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち、利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。なお利用料金は「別紙1」となります。

※利用者負担に関する月額上限

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0円
一般世帯1	4,600円
一般世帯2	37,200円

(2)障害児通所給付費対象外のサービス料金

障害児通所給付費の対象とならない費用として、サービスの提供を希望される場合には、「別紙2」の料金(実費等)をお支払いいただきます。

この料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う1カ月前までにご説明いたします。

8、サービス実施記録について

① サービス実施記録票(支援記録)の確認

本事業所では、サービス提供ごとにサービス実績記録票(支援記録)にサービス内容、実施日時、時

間を記録しております。サービス実績記録票を確認いただき内容に間違いがないかを確認の上、押印をお願いいたします。

② 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は利用者の負担となります。)

9.利用に際しての留意事項

面 会	事業所までご連絡ください。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
宗教活動	保護者及び利用者の信仰等は自由ですが、他の保護者及び利用者に対して政治・営利を含めた活動等を行うことはご遠慮ください。
貴重品管理	保護者及び利用者の責任で管理していただきますが、自己管理できない場合は、事業所で保管いたします。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

10.協力医療機関等

医療機関の名称	鹿児島医療生活協同組合 谷山生協クリニック
病院長名	院長 蓑輪 一文
所在地	鹿児島市谷山中央 5-21-22
電話番号	099-210-2211
診療科目	小児科、一般内科、呼吸器科、循環器科、神経内科、外科

11.非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理責任者	岩元 憲亮
防災(避難)訓練	消防法に定められた年 2 回以上の訓練を利用者参加の上実施
防 災 設 備	スプリンクラー・非常警報装置

12虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者:岩元憲亮
-------------	----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止に関する委員会を開催しています。

13.身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束に関する責任者	管理者:岩元憲亮
-------------	----------

- ② 身体拘束について該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い、定期的な見直しを実施します。
- ③ 身体拘束の記録について、その都度家族に開示を行います。
- ④ 身体拘束が適切であるか検討する委員会を開催します。
- ⑤ 身体拘束に関する指針を策定しています。
- ⑥ 職員に対する定期的な研修を実施しています。

14.苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

- ① 苦情等申立先

●事業所の受付窓口				
担当者	役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	自動発達支援 管理責任者	谷吉 千裕	鹿児島市和田1丁目46番30号	099-801-2143
解決責任者	管理者	岩元 憲亮	同上	同上

- ② 行政機関及びその他の苦情受付機関

【行政機関等】

名称	住所	電話番号
鹿児島市障害福祉課 障害施設係	鹿児島市山下町11番1号	099-808-6782(直通) 099-216-1274(FAX)
鹿児島市障害者基幹相談 支援センター	鹿児島市山下町15番-1号 (かごしま市民福祉プラザ3階)	099-226-1200 099-226-1144(FAX)
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正委員会	鹿児島市鴨池新町1番7号 (鹿児島県社会福祉センター内)	099-286-2000 099-257-5707(FAX)

15.感染症対策

- ① 感染症に関する責任者を選定しています。

感染症に関する責任者	管理者:岩元憲亮
------------	----------

- ② 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。
1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。

2. 事業所における感染症まん延防止のための指針を整備します。
3. 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16.業務継続計画の策定について

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17.緊急時の対応

サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、速やかに医療機関又は利用者の主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者・保護者へ連絡を行います。

18. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当者	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	岩元 憲亮	鹿児島市和田1丁目46番30号	099-801-2143

- ① 職員は、個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏洩しません。
- ② 利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③ 利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて保護者の同意を得ることとします。ただし、個別支援計画を作成した際に保護者に同意を得ている場合には、この限りではありません。
- ④ 利用者の円滑なサービス利用のための支援を行う際に、保護者及び利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて同意を得ることとします。

令和 年 月 日

児童発達支援の利用にあたり、保護者に対して契約書及び本書面に基ついて、重要な事項を説明しました。

(事業所)

(所在地) 鹿児島市和田1丁目46番30号

(名称) 放課後等デイサービス クリオ谷山

(説明者) 職名 児童発達支援管理責任者

氏名 谷吉 千裕 印

私は契約書及び本書面により、これから利用する児童発達支援事業の重要な事項について、事業所から説明を受けました。

(保護者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者(児童)氏名 _____